

# 広野町内ごみ収集カレンダー

## 1月

日	月	火	水	木	金	土
			1	2	3	4
5	6	7	8	9	10	11
可燃	ペットボトル プラスチック	不燃 缶類	可燃			
12	13	14	15	16	17	18
可燃	ペットボトル プラスチック	ビン類	可燃			
19	20	21	22	23	24	25
可燃	ペットボトル プラスチック		可燃			
26	27	28	29	30	31	
可燃	ペットボトル プラスチック		可燃			

## 2月

日	月	火	水	木	金	土
						1
2	3	4	5	6	7	8
可燃	ペットボトル プラスチック	不燃 缶類	可燃			
9	10	11	12	13	14	15
可燃	ペットボトル プラスチック	缶類	可燃			
16	17	18	19	20	21	22
可燃	ペットボトル プラスチック	ビン類	可燃			
23	24	25	26	27	28	29
可燃	ペットボトル プラスチック		可燃			

### 広野町内でのごみの収集について

1月および2月の広野町内でのごみ収集日は次のとおりです。  
ごみステーション周りの汚れが大変目立ちます。ごみを出す場合は「ごみと資源の分け方・出し方」を確認し、指定ゴミ袋に分別して、収集日当日に自宅近くのごみステーションボックス内に出してください。  
**カセットボンベ・スプレー缶類を出す際は、爆発や火災など事故になる恐れもあります。必ず使い切ってから穴をあけて出してください。なお、ライター類も同様に使い切ってから出すようにしてください。**  
粗大ごみを出すときは、南部衛生センター【TEL0240-25-4609】へ3日前まで連絡してください。受付時間は、午前8時30分から午後3時45分までです。収集業者がご自宅まで回収しにお伺いします（有料です）。  
ご家庭で不要となった衣類は、広野町役場、広野町公民館に古着リサイクルボックスを設置しています。資源の再利用によるごみの減量にご協力ください。  
また、古紙類（新聞、ダンボール、雑誌など）については、広野町役場車庫にて随時回収しています。

#### 【指定袋販売店】

- 島村金物店 ・ 渡辺金物店 ・ (株)四倉屋 ・ 堀江商店 ・ 福島さくら農協広野支店 ・ 広野薬局
- セブンイレブン広野町店 ・ ファミリーマートJヴィレッジ前店 ・ ニッ沼直売所 ・ イオン広野店
- ニューヤマザキデイリーストア広野みらいオフィス店 ・ ローソン広野下北迫店 ・ ローソン広野折木店

### 「混合油のガソリン缶」のごみの出し方について

草刈り機などの燃料として使用される混合油の携帯用ガソリン缶は、キャップなどをした密閉の状態ですと、内部で混合油が気化し、ごみ収集時やごみ処理中に火災が発生する恐れがあります。そのため、ごみとして出す際は次の点を守ってください。

- ①中身は使い切る ②キャップを外す ③燃えないごみ用の袋に入れる

皆さまのご理解ご協力のほど、よろしくお願いいたします。

問 双葉地方広域市町村圏組合 南部衛生センター ☎0240-25-4609  
お問合せ時間/午前8時30分～午後5時15分

## INFORMATION ~まちからのお知らせ~

### 自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン

【自然災害被災者債務整理ガイドラインについて  
～東北財務局福島財務事務所からのご案内～】  
台風19号により被害を受けられた方が「自然災害被災者債務整理ガイドライン」を利用することにより、住宅ローンなどの免除・減額を申し出ることができます。  
※債務の免除等には、一定の要件を満たすことや借入先の同意が必要となります。

- ガイドラインを利用するメリット
  - (1) 財産の一部を手元に残せます。  
※被災状況、生活状況などの個別事情により異なります。
  - (2) 弁護士等の登録支援専門家による手続支援が無料で受けられます。
  - (3) 債務整理したことは個人信用情報として登録されません。
 詳しくは、ローン借入先の金融機関等にお問い合わせください。

### 多重債務・貸金業に関する相談窓口

財務省福島財務事務所では次のような相談を受け付けています。秘密厳守、相談無料です。一人で悩まずお気軽にご相談ください。  
・返済しきれない借金に関すること  
・貸金業者や、いわゆる「ヤミ金融」業者に関する情報  
・不正に利用されている預貯金口座に関すること

- 相談窓口 福島市松木町13-2  
財務省福島財務事務所 理財課
- 受付時間 月曜日～金曜日（祝日、年末年始除く）  
午前8時30分～正午、  
午後1時～午後4時30分  
☎024-533-0064  
（多重債務者相談窓口専用）

### 福島地方法務局公開講座（無料）の受講者募集

将来の相続について不安を感じている方へ、公証人及び法務局職員が「相続と遺言」について講座を開催します。  
●日時 1月30日（木）  
午後1時30分～午後3時30分  
●場所 いわき地方合同庁舎

- （いわき市平字堂根町4-11）
- 定員 30名（先着順）
- 申込 1月15日（水）から同課へ電話で申込み
- 問 法務局 いわき支局 総務課  
☎0246-23-1651 音声ガイダンス「3」

### 相続登記について2

Q 先日父が亡くなりました。不動産の相続手続きはどうすればいいですか？

A 相続人間で遺産分割協議をし、相続する人が法務局に相続登記を申請しましょう。  
亡くなった方（被相続人）が遺言を残していない場合、民法で定められている優先順位により相続人が決まります。配偶者は常に相続人となりますが、その他の相続人は次の順番で決まります。

- ①被相続人の子や孫
- ②被相続人の父母や祖父母
- ③被相続人の兄弟姉妹や甥姪

相続手続きを進めるには、まず、被相続人の出生から死亡までの戸籍を集め、相続人を確定させる必要があります。次に相続人間で遺産分割協議をし、相続する人を決めます。不動産だけでなく、預貯金や株式なども遺産分割の対象となります。

不動産を相続する人が決まったら、「戸籍」や「遺産分割協議書」を整え、できるだけ早めに管轄の法務局に登記申請をしましょう。

問 福島県司法書士会 ☎024-534-7502  
福島地方法務局 ☎024-534-2045